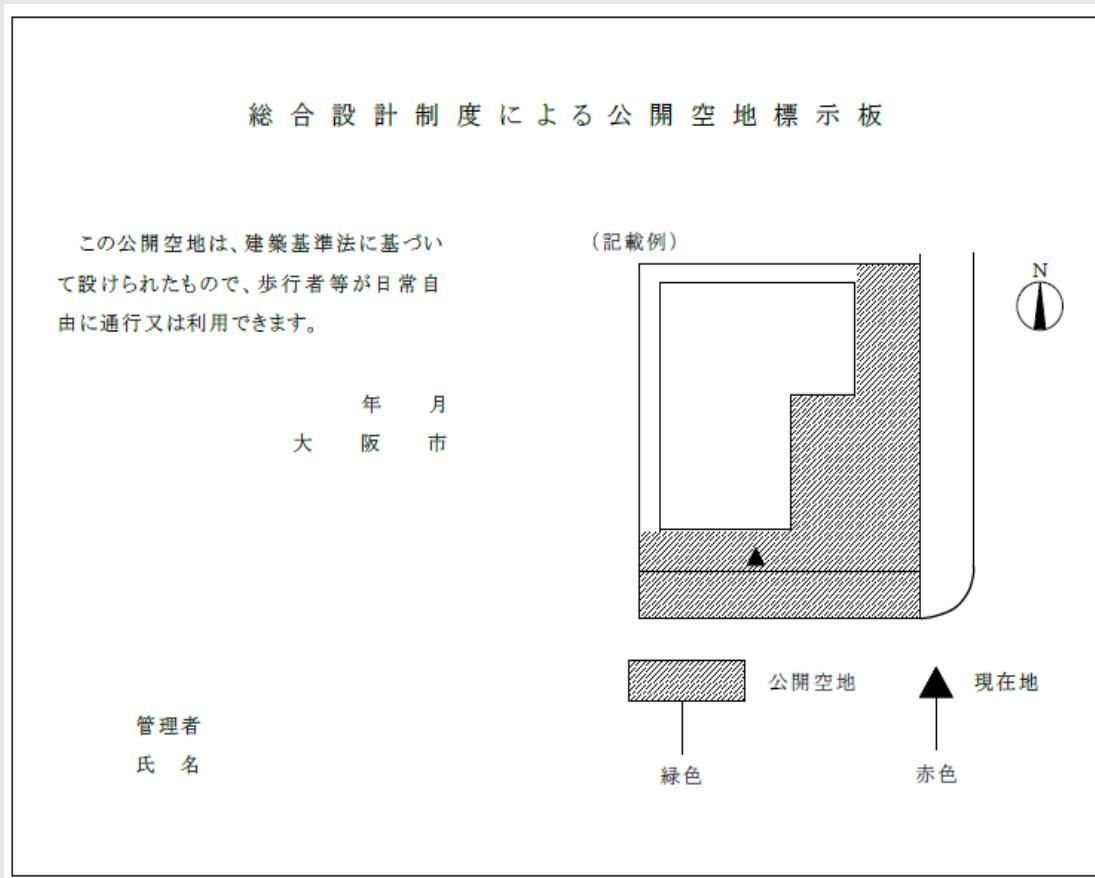


# <ご案内>

3年  
に1度

## 公開空地等 維持管理報告のご提出について



敷地内にこの標示板がある建築物が対象です。

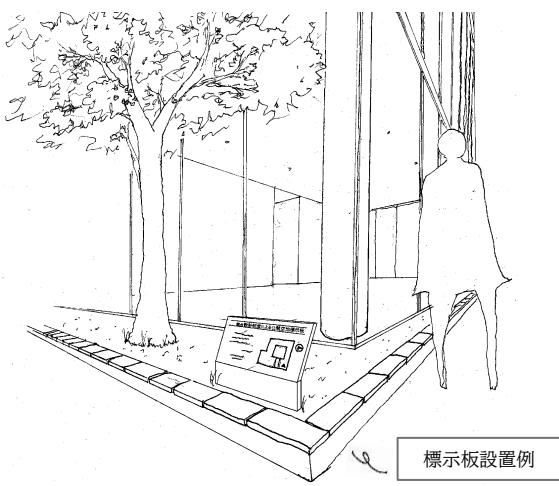
※再開発促進区の認定・許可を受けている物件の場合は、「総合設計制度」は「地区計画（再開発等促進区）」と、「公開空地」は「有効空地」と読み替えてください。

### 維持管理状況の報告

総合設計制度等の適用を受けた建築物の建築主・所有者は、当該建築物が常時適法であるように、建築物や許可条件として設けた公開空地の維持管理をしなければなりません。

維持管理状況の報告は、「大阪市総合設計許可取扱要綱実施基準」などに基づき、公開空地等の適切な維持管理の推進を図るために行っております。

建築基準法第12条第1項に基づく定期報告に加えて、公開空地等にかかる維持管理報告書の提出をお願いします。



### 対象建築物

次の建築基準法の制度に基づく許可又は認定を受けた建築物

- ・総合設計制度の許可
- ・一団地型総合設計制度の許可
- ・再開発等促進区における建築物の容積率の認定・高さ制限の許可

### 令和7年度の報告期限

令和8年3月31日（火）必着

（各用途の報告年度はホームページをご覧ください）

※報告期限を延長しました

提出書類については  
裏面をご確認ください

提出窓口・お問合せ ▶ 大阪市計画調整局 建築指導部 建築企画課（平日（年末年始を除く） 9:00～11:45 13:00～17:00）

市役所3階 計画調整局建築指導部②番窓口 ☎ 06-6208-9300・9284 〒 530-8201 大阪市北区中之島1丁目3番20号

# 維持管理報告チェックリスト

維持管理報告を提出される際にご活用ください（チェックリストの提出は不要です）

- 受付印を押したお控えをご希望の場合は、2部ご提出頂きますようよろしくお願ひ致します。
- 郵送でのご提出の場合は、返信用封筒（封筒の大きさに応じた切手を貼付したもの）を同封してください。
- 代理者（建築主や所有者でない方）の方が提出する場合は、委任状の提出が必要です。

提出する前に  
✓して確認

8号様式は必ず必要	必要書類	チェック欄	必要な添付書類・必要な項目	チェック欄
	■ 公開空地等維持管理報告書 (8号様式)		■ 付近見取り図があるか 方位、道路、敷地の位置、目印となる建物が書かれているか	
	(有効空地※③)		■ 配置図兼公開空地平面図があるか 縮尺、方位、敷地の境界、敷地内における建築物の位置が書かれているか 敷地が接する道路の位置及び幅員が書かれているか 公開空地の範囲が赤枠で囲まれているか 添付写真の撮影位置の記載があるか	
			■ 公開空地全体の様子が分かる写真があるか ■ 公開空地（有効空地）標示板（2か所）の写真があるか ■ 委任状があるか	
物件ごとに必要な報告様式は異なります				
	□ 住宅部分維持管理報告書 (9号様式) ※共同住宅の部分がある場合		■ 住宅標示板※①※②の写真があるか ■ 委任状があるか	
	□ 特定施設維持管理報告書 (10号様式) ※特定施設（耐震性貯水槽、文化施設、医療福祉施設等）がある場合		■ 特定施設平面図があるか ■ 特定施設の用に供する部分の状況のわかる写真があるか ■ 対象施設標示板の写真があるか ■ 委任状があるか	
	□ にぎわい施設維持管理報告書 (17号様式) ※にぎわい施設がある場合		■ にぎわい施設平面図があるか ■ にぎわい施設の状況のカラー写真（昼間・夜間・利用状態）があるか ■ 委任状があるか	
維持管理者が変更となつた場合のみ必要です	□ 維持管理者変更届（第7号様式 ※④） ※維持管理者が変更となつた場合		■ 委任状があるか	

※① 住宅標示板は平成元年2月以降に総合設計制度の許可がおりている建物にあります。

※② 住宅標示板は屋内（玄関・メールコーナー・廊下等）にある場合があります。

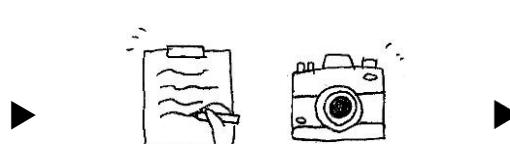
※③ 再開発促進区の認定・許可を受けている物件の場合は、書式が「有効空地等維持管理報告書（第8号様式）」になります。

※④ 一団地型総合設計制度の許可を受けている物件の場合は、書式が第2号様式になります。

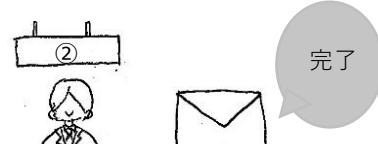
また、再開発促進区の認定・許可を受けている物件の場合は、書式が第3号様式になります。

## 手続きの流れ

大阪市 維持管理報告 検索



上記のチェックリストを参考にして、  
必要な書類を用意してください。  
(不足している資料等がある場合  
は再度提出が必要になります。)



窓口でのご提出をお願いします。  
(郵送、オンラインでのご提出も受け付けています。)  
※定期報告の提出先とは異なりますのでご注意ください。

完了